

杉並区学童クラブの民間委託ガイドライン 策定に関する懇談会運営要綱

平成 30 年 11 月 14 日

杉並第 43048 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区学童クラブの民間委託ガイドラインに関する懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並区が学童クラブの民間委託ガイドラインを策定するに当たり、その内容等について、多様な意見を聴くことを目的とする。

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 青少年関係団体に属する者
- (3) 学校協力団体の代表
- (4) 学童クラブ利用児童の保護者
- (5) その他子ども家庭担当部長が必要と認める者

(運営)

第 4 条 懇談会は、子ども家庭担当部長が開催し、司会・進行するものとする。

- 2 子ども家庭担当部長は、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会の会議は、公開とする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、保健福祉部児童青少年課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、子ども家庭担当部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 1 月 31 日限り、その効力を失う。